

第2章 不当労働行為の審査

第1節 不当労働行為の審査の概況

1 取扱概況

(1) 取扱件数

令和5年中に取り扱った不当労働行為事件は445件で、このうち前年からの繰越事件が366件、新規係属事件が79件であった（資料〈統計表〉第22表）。

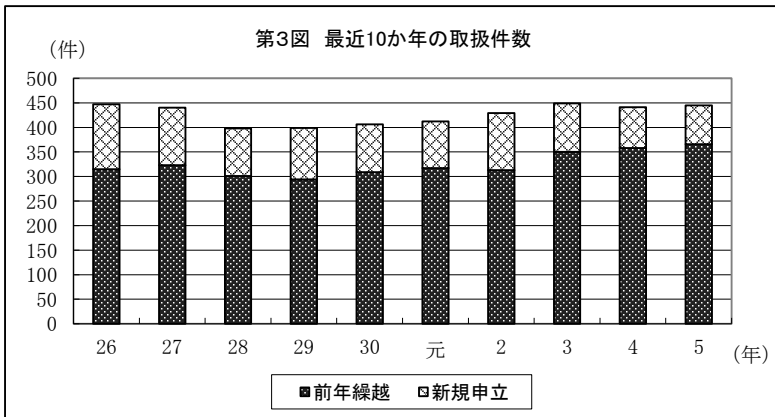
(2) 対前年比較

前年に比べて、取扱件数は4件増加し、新規係属件数は4件減少した。

(3) 最近の取扱状況比較

最近10年間をみると、取扱件数は430件程度、新規係属件数は100件程度で推移している（第3図）。

なお、令和5年の新規係属事件79件のうち、合同労組関連事件数は63件で、79.7%を占めている。

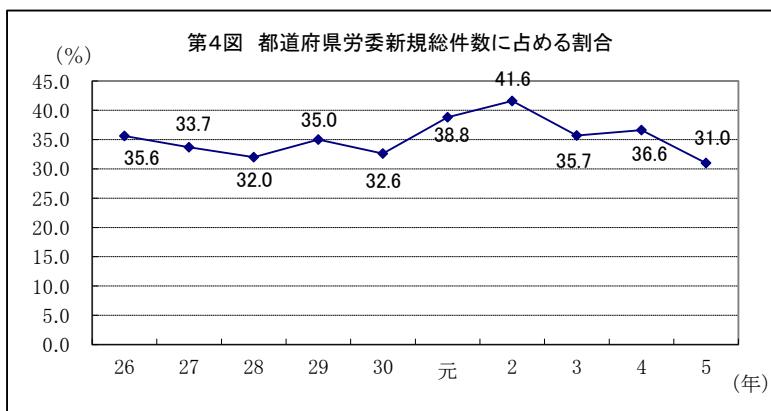


2 新規係属状況

(1) 全国都道府県労委の新規係属総件数に占める割合

令和5年の全国都道府県労委の新規係属総件数は255件であった。

当委員会の新規係属件数79件を全国比で見ると、31.0%となっている（第4図、資料<統計表>第23表）。



(2) 申立人

ア 申立人別係属状況

申立人別では、「当該組合からの申立」が61件（77.2%）で最も多く、次いで「組合・上部組合」が17件（21.5%）となっている（資料<統計表>第24表）。

イ 加盟上部団体系統別係属状況

組合申立て78件の上部団体加盟の有無をみると、加盟しているものが59件（75.6%）、加盟していないものが19件（24.4%）となっている（資料<統計表>第28表）。

上部団体に加盟している組合を系統別にみると、連合系29件（49.2%）、全労連系18件（30.5%）、全労協系を含むその他12件（20.3%）となっている。（資料<統計表>第29表）。

(3) 別組合の併存状況

組合申立て78件について、同一企業内に併存する組合の有無を

みると、「有」14件（17.9%）、「無（不明を含む）」64件（82.1%）となっている（資料＜統計表＞第27表）。

(4) 被申立人

新規係属事件について、雇用契約の直接の当事者でない者が救済申立ての相手方とされている等の事情が窺われる事件がある。

関連会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4件
親会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2件
派遣先の会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件
発注元の会社を被申立人とする事件・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1件

(5) 従業員規模別係属状況

従業員規模別にみると、「49人以下」及び「1000人以上」が19件（24.1%）で最も多くなっている。

従業員299人以下の中小企業に係る救済申立ては38件（48.1%）となっている（資料＜統計表＞第26表）。

(6) 産業別係属状況

産業別にみると、「運輸・郵便業」が14件（17.7%）と最多で、「サービス業」が11件（13.9%）、「教育・学習支援業」が10件（12.7%）と続いている（資料＜統計表＞第31表）。

(7) 労働組合法第7条該当号別係属状況

申立内容を労働組合法第7条の該当号別でみると、使用者の行為が「2号に該当」が68件（86.1%）で最も多く、次いで「3号に該当」が43件（54.4%）、「1号に該当」が21件（26.6%）となっている（資料＜統計表＞第30表）。

(8) 調整における打切・取下後の不当労働行為救済申立て

新規係属事件79件のうち、当委員会の調整における打切・取下後に同一事案に係る不当労働行為救済申立てのなされた事件が10件あった。これらの事件の調整における調整内容は、解雇や雇止めの問題などに係る団交促進であった。

3 審査状況

(1) 審問等実施状況

令和5年の当委員会における審査等の実施状況をみると、「調査」639回、「審問」46回、「和解」2回、「その他（立会団交、事情聴取、打合せ等）」227回となっている。（資料＜統計表＞第33表）。

(2) 当事者の追加

令和5年に、申立書に当初記載されていた者の他に、当事者が追加された事件はなかった。

(3) 申立ての承継

令和5年に、申立人の死亡等により申立てが承継された事件はなかった。

(4) 公益委員の除斥・忌避

令和5年に、公益委員の忌避の申立てがされた事件は2件であり、忌避の必要はないと判断され、終結した。

(5) 審査の実効確保の措置申立て

ア 申立状況

令和5年には当事者から審査の実効確保の措置申立てが15件あり、全てが労働者側からの申立てであった。

イ 措置

上記申立てについて、令和6年1月末現在、労働委員会規則第40条の定めによる勧告を行ったものはなく、文書による要望を行ったものが5件、口頭による要望を行ったものが6件あった（第2表、資料＜統計表＞第38表）。

第2表 審査の実効確保の措置申立て・措置一覧

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
1	4不79	5.1.20	労	組合員Xが会社の東京工場において令和4年12月9日まで担っていたものと同様かつ同様の業務を継続的に与えることで、階段下の廊下での事実上の待機指示を解消すること。
		5.4.18		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
2	5不6	5.1.27	労	本件の審査係属中は、紛争に至る令和4年8月16日以前の状態で組合員が正常に業務を遂行できるようにすること。
		5.6.6		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。
3	4不43	5.2.8	労	組合員Xに対して懲戒処分を行わないこと。
		5.3.1		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
4	4不3	5.2.14	労	組合員Xについて定年を口実とした解雇を行わず、高年齢者雇用安定法に基づく定年延長を行うこと。
		5.4.21		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。
5	5不1	5.2.14	労	労働基準監督署長の発した「是正勧告書」及び「指導票」に沿って安全配慮義務を果たし、「業務」を名目とした支配介入を直ちに改めること。
		5.5.16		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
6	5 不19	5. 3. 23	労	組合らとの間で、組合員の労働条件その他の待遇について労使協定を取り交わすまで、西陣の廃業を中止し、組合員の雇用を継続すること。また、組合員に対し、個別の接触及び交渉を行わないこと。
		5. 5. 24		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。
7	5 不9	5. 4. 4	労	1 執行委員長 X に対し、懲戒処分をしないこと。 2 執行委員長 X に対し、令和 5 年 4 月以降の授業を委嘱しないとした通知を直ちに撤回すること。
		5. 4. 11		三者委員は、当事者双方に対し、要望書を交付した。
8	5 不5	5. 5. 8	労	組合員に対して、雇用の喪失や職種変更、配置転換、降格、賃金・労働条件などにおいて不利益処分をしないこと。
		5. 5. 26		三者委員は、被申立人に対し、要望書を交付した。
9	4 不27	5. 5. 8	労	本件審査継続中は、労使協定に基づいて対面での団体交渉及び学内での事務折衝を行うこと。
		5. 5. 29		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
10	4 不27	5. 5. 29	労	本件審査継続中は、労使協定に基づいて対面での団体交渉及び学内での事務折衝を行うこと。
		-		5年7月27日、措置しないことを決定した。
11	4 不27	5. 7. 18	労	本件審査継続中は、労使協定に基づいて対面での団体交渉及び学内での事務折衝を行うこと。
		-		5年7月27日、措置しないことを決定した。
12	4 不27	5. 8. 24	労	本件審査継続中は、労使協定に基づいて労働条件の変更について組合に通知し、団体交渉に応じること。
		-		5年10月12日、措置しないことを決定した。
13	5 不5	5. 10. 25	労	1 5年5月1日付けの配転命令、及びマネージャー職解職による給与減額について、組合員Xに対し、給与減額の撤回等を含む、現実的な不利益回避の措置をとること。 2 団体交渉を拒否することなく、上記配転命令、給与減額等について速やかに協議すること。
		5. 11. 29		三者委員は、被申立人に対し、要望書を交付した。

	事件番号	申立年月日	申立人	申立内容（要旨）
		措置年月日		措置内容
14	5 不32	5. 10. 25	労	組員Xに対し、組合に無断で一方向的に業務の引継を指示するなどして、Xの労働条件に影響しうる業務等の変更をしないこと。
		6. 12. 27		三者委員は、当事者双方に対し、口頭で要望を行った。
15	5 不74	5. 12. 11	労	本案の審査中は、組員Xに対して雇止めをしないこと。
		-		

(6) 物件提出命令

令和5年に物件提出命令の申立てがされた事件は1件であり、令和5年12月末現在係属中である。

前年から繰り越された事件は1件であり、命令の必要がないと判断され終結した。

(7) 証人等出頭命令

令和5年に証人等出頭命令の申立てがされた事件はなかった。

(8) 審査の期間の目標達成状況

ア 審査の期間の目標

原則として1年6か月とする（平成20年1月1日から実施。

なお、17年1月1日から19年12月31日までは目標期間を2年としていた。)

イ 目標の達成状況

平成20年1月1日以降の新規申立事件1,692件のうち、令和5年12月末までに終結した事件は1,488件であり、このうち1年6か月以内で終結したものは987件であった。また、終結事件1,488件に係る平均処理日数は469.2日であった（第3・4表）。

第3表 新規申立・終結状況（20年1月1日以降）

	新規申立	終結状況				終結計	未終結	
		取下・和解			命令・決定		うち1年6か月経過	
		取下	和解	計				
件数(件)	1,692	226	954	1,180	308	1,488	204	124
平均処理日数(日)	—	355.7	371.1	368.1	856.5	469.2	—	—

第4表 終結事件の処理日数別内訳

		取下・和解			命令・決定	終結計
		取下	和解	計		
6か月以内		83	331	414	1	415
6か月超～1年以内		51	275	326	10	336
1年超～1年6か月以内		46	153	199	37	236
1年6か月以内計		180	759	939	48	987
1年6か月超		46	195	241	260	501

《参考》 審査の期間の目標を2年としていた時期の新規申立事件の処理状況(17年1月1日から19年12月末までの新規申立て)

審査の期間の目標を2年としていた時期(17年1月1日(改正労働組合法施行日)から19年12月末まで)の新規申立事件の処理状況は、以下のとおりである。

この間の新規申立事件304件のうち、令和5年12月末までに終結した事件は271件であり、このうち2年以内で終結したものは207件であった。また、終結事件271件に係る平均処理日数は528.6日であった。

(参考-1表) 新規申立・終結状況

	新規申立	終結状況				終結計	未終結
		取下・和解			命令・決定		
		取下	和解	計			
件数(件)	304	29	183	212	59	271	33
平均処理日数(日)	—	359.0	468.0	453.1	800.0	528.6	—

(参考-2表) 終結事件の処理日数別内訳

	取下・和解			命令・決定	終結計
	取下	和解	計		
6か月以内	13	38	51	0	51
6か月超～1年以内	8	51	59	6	65
1年超～1年6か月以内	2	46	48	9	57
1年6か月越～2年以内	2	20	22	12	34
2年以内計	25	155	180	27	207
2年超	4	28	32	32	64

4 終結状況

(1) 終結件数・終結率

令和5年の取扱件数445件のうち、114件が終結した。終結件数は前年に比べて39件増加した（資料<統計表>第22表）。

(2) 終結区分

終結した114件について、終結区分をみると、命令・決定件数は19件となっており、その内訳は、「全部救済」4件、「一部救済」9件、「棄却」4件、「却下」2件である。また、命令・決定以外では、「関与和解」65件、「無関与和解」16件、「取下」14件となっている（資料<統計表>第22表）。

(3) 所要日数

ア 所要日数区分別の状況

終結区分別にみた所要日数の分布状況は、第5表に示すとおりである。

第5表 終結事件所要日数区分分布

終結区分 日数	総数	全部救済	一部救済	棄却	却下	関与和解	無関与和解	取下
総数	114	4	9	4	2	65	16	14
49日以内	3	-	-	-	-	-	3	-
50～99日	5	-	-	-	-	4	1	-
100～299日	26	-	-	-	1	16	5	4
300～499日	23	1	-	-	1	14	3	4
500～699日	16	-	1	2	-	9	-	4
700～999日	19	2	2	1	-	10	2	2
1000～1499日	12	-	5	-	-	5	2	-
1500日以上	10	1	1	1	-	7	-	-

イ 所要日数の平均・最短・最長

終結までに要した日数の平均・最短・最長は第6表に示すとおりである。令和5年の終結事件に係る平均所要日数は、684.3日となっている。

第6表 終結事件所要日数平均・最短・最長

終結区分	所要日数	平均	最短	最長	件数
総数		684.3	26	3,742	114
全部救済		1,103.3	310	2,235	4
一部救済		1,058.4	522	1,502	9
棄却		953.5	643	1,630	4
却下		237.5	117	358	2
関与和解		726.5	63	3,742	65
無関与和解		392.9	26	1,109	16
取下		447.6	118	854	14

5 不服申立ての状況

令和5年中に当委員会が発した命令・決定書数は19本であった。なお、命令・決定による終結事件数は19件である。

これに対して、再審査あるいは行政訴訟が提起されたものは令和6年1月末現在15本となっており、命令・決定に対する不服申立率は78.9%であった（第7・8表）。

第7表 命令・決定の不服申立状況

区 分	本 数
命 令 ・ 決 定 書	19
不服申立数	17
再審査申立て	15
労働者側	7
使用者側	4
双方	4
行政訴訟提起	2
労働者側	0
使用者側	2
不服申立率	78.9

(注) 不服申立率 = (再審査申立て又は行政訴訟提起があった命令・決定書の本数) ÷ (命令・決定書総本数)